# 山鹿市国民保護計画 新旧対照表

### 表紙

D 3 / 10 / 2	
変更前	変 更 後
山鹿市国民保護計画	山鹿市国民保護計画
小库士	
山鹿市	
平成19年2月作成	
平成28年2月改訂	見物亦声 亚代20年4日
平成28年2月以前	最終変更 平成30年4月

### 目次

変 更 前	変 更 後
目 次	目 次
第1編 総 論	第1編 総 論
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等
3 市国民保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・・・ <u>1</u>	3 市国民保護計画の見直し、変更手続・・・・・・・・・・・2
第 2 編 平素からの備えや予防	第 2 編 平素からの備えや予防
第 1 章 組織・体制の整備等	第 1 章 組織・体制の整備等
第 1 市における組織・体制の整備	第 1 市における組織・体制の整備
2 市職員の参集基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 市職員の参集基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
2 避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・ 30	2 避難実施要領のパターンの作成・・・・・・・・・ <u>31</u>
5 避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・ 31	5 避難施設の指定への協力・・・・・・・・・・ <u>32</u>

第3編 武力攻撃事態等への対処	第3編 武力攻撃事態等への対処
第3章 関係機関相互の連携	第3章 関係機関相互の連携
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・ <u>47</u>	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等・・・・・・・・ <u>48</u>
5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・ <u>48</u>	5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請・・・・・・ <u>49</u>
第4章 警報及び避難の指示等	第4章 警報及び避難の指示等
第1 警報の伝達等	第 1 警報の伝達等
3 緊急通報の伝達及び通知・・・・・・・・・・ <u>5 2</u>	3 緊急通報の伝達及び通知・・・・・・・・・・ <u>5 3</u>
第7章 武力攻撃災害への対処	第7章 武力攻撃災害への対処
第3 生活関連等施設における災害への対処等	第3 生活関連等施設における災害への対処等
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・・・・・ <u>78</u>	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除・・・・・ <u>79</u>
第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処	第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処
等・・・・・・ <u>79</u>	等・・・・・・ <u>80</u>
1 武力攻撃原子力災害への対処・・・・・・・・・・ <u>79</u>	1 武力攻撃原子力災害への対処・・・・・・・・・ <u>80</u>
2 NBC攻撃による災害への対処・・・・・・・・・ <u>80</u>	2 NBC攻撃による災害への対処・・・・・・・・ <u>81</u>

### (2) 気候

本市の気候は、年平均気温は約15 と比較的温暖であるが、周囲を取り囲む山地の影響で、年間平均降水量が年2000mを超えるなど雨が多く、特に6月~7月の2か月間で年間降水量の約4割を占めている。

#### (3) 人口分布

本市の人口は、54,118人(平成27年12月31日現在)で、65歳以上の高齢者が18,362人と33.9%を占めており、避難時の対応等考慮する必要がある。人口の分布は、市中心部と幹線道路である国道3号、325号の沿線に集中しており、周辺地域においても県道、1級市道の沿線に点在している。

### 変 更 後

### (2) 気候

本市の気候は、年平均気温は約15 と比較的温暖であるが、周囲を取り囲む山地の影響で、年間平均降水量が年2000mmを超えるなど雨が多く、特に6月~7月の2か月間で年間降水量の約4割を占めている。

#### (3) 人口分布

本市の人口は、53,026人(平成29年12月31日現在)で、65歳以上の高齢者が18,772人と35.4%を占めており、避難時の対応等考慮する必要がある。人口の分布は、市中心部と幹線道路である国道3号、325号の沿線に集中しており、周辺地域においても県道、1級市道の沿線に点在している。

第1編 第4章 市の地理的、社会的特徴(9ページから10ページ)

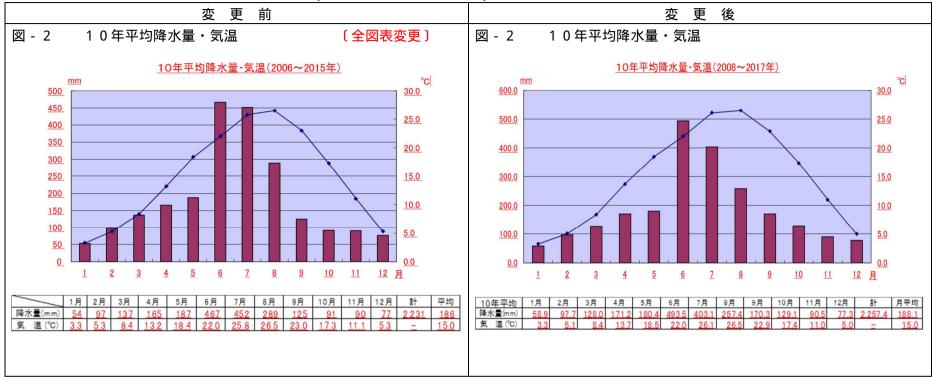


図 - 3 人口データ

## 〔全表変更〕

年代別男女別人口 <u>(2015.3.31現在)</u>

年齡	男	女	計	割合1	割合2	年齡	男	女	計	割合1	割合2
0~4	<u>1.011</u>	990	<u>2,001</u>	3.7%		<u>65~69</u>	2,273	<u>2,333</u>	<u>4,606</u>	<u>8.5%</u>	
5~9	<u>1,121</u>	1,036	<u>2,157</u>	<u>4.0%</u>	6,438	<u>70∼74</u>	<u>1,503</u>	<u>1,859</u>	3,362	6.2%	
10~14	<u>1,174</u>	<u>1,106</u>	2,280	4.2%	11.9%	<u>75∼79</u>	1,446	<u>1,874</u>	3,320	6.1%	
15~19	1,292	<u>1,158</u>	<u>2,450</u>	<u>4.5%</u>		<u>80~84</u>	1,193	1,946	3,139	<u>5.8%</u>	18,362
20~24	1,124	<u>1,197</u>	<u>2,321</u>	4.3%		<u>85~89</u>	<u>815</u>	1,492	2,307	4.3%	33.9%
25~29	<u>1,168</u>	<u>1,171</u>	2,339	4.3%		<u>90~94</u>	302	<u>889</u>	1,191	2.2%	
30~34	1,370	1,273	2,643	4.9%		<u>95~99</u>	<u>60</u>	308	<u>368</u>	0.7%	
35~39	1,423	1,342	<u>2,765</u>	<u>5.1%</u>	29,318	100~104	<u>11</u>	<u>55</u>	<u>66</u>	0.1%	
40~44	1,443	1,438	2,881	5.3%	54.2%	<u>105以上</u>		<u>3</u>	<u>3</u>	0.0%	
45~49	<u>1,379</u>	<u>1,516</u>	<u>2,895</u>	<u>5.3%</u>		=1	05.400	00.005	E4 110	100.00	100.00
50~54	<u>1,415</u>	<u>1,581</u>	<u>2,996</u>	<u>5.5%</u>		苴	25,483	28,033	54,118	100.0%	100.0%
55~59	1,777	1,841	<u>3,618</u>	6.7%		## <del>***</del> *##			04 500		
60~64	2,183	2,227	4,410	8.1%		世帯数			21,509		

図 - 3 人口データ 年代別男女別人口 <u>(2017.12.31現在)</u>

年齡	男	女	計	割合1	割合2	年齡	男	女	計	割合1	割合2
0~4	988	940	1,928	3.6%		65~69	2,338	2,476	4,814	9.1%	
5~9	1,101	1,021	2,122	4.0%	6,277	70 <b>~</b> 74	1,666	1,847	3,513	6.6%	
10~14	1,138	1,089	2,227	4.2%	11.8%	75 <b>~</b> 79	1,366	1,805	3,171	6.0%	
15~19	1,226	1,086	2,312	4.4%		80~84	1,235	<u>1,919</u>	3,154	5.9%	18,772
20~24	1,016	1,095	2,111	4.0%		85~89	802	1,557	2,359	4.4%	35.4%
25~29	1,080	1,113	2,193	4.1%		90~94	354	934	1,288	2.4%	
30~34	1,299	1,248	2,547	4.8%		95~99	<u>71</u>	332	403	0.8%	
35~39	1,385	1,289	2,674	5.0%	27,977	100~104	8	<u>58</u>	<u>66</u>	0.1%	
40~44	1,496	1,458	2,954	5.6%	52.8%	105以上		4	4	0.0%	
45~49	1,411	1,417	2,828	5.3%		計	04061	20.005	E2 000	100.0%	100.0%
50~54	1,381	1,561	2,942	<u>5.5%</u>		ĀI	24,961	28,065	53,026	100.0%	100.0%
55~59	1,614	1,730	3,344	6.3%		## *## *##			01 011		
60~64	1,986	2,086	4.072	7.7%		世帯数			21,811		

### 小学校区別男女別人口及び世帯数 <u>(2015.12.31現在)</u>

### 〔全表変更〕

地区	小学校区等	男	女	計	割合	世帯数	割合
	山鹿小学校	<u>5,514</u>	<u>6,414</u>	<u>11,928</u>	22.0%	<u>5,315</u>	24.7%
	米田小学校	<u>1,059</u>	<u>1,147</u>	<u>2,206</u>	<u>4.1%</u>	<u>848</u>	3.9%
	川辺小学校	<u>486</u>	<u>596</u>	<u>1.082</u>	<u>2.0%</u>	<u>485</u>	2.3%
	八幡小学校	<u>1,867</u>	<u>2,128</u>	<u>3,995</u>	<u>7.4%</u>	<u>1,631</u>	<u>7.6%</u>
山鹿地区	平小城小学校	<u>684</u>	<u>775</u>	<u>1,459</u>	<u>2.7%</u>	<u>616</u>	2.9%
山爬地区	三岳小学校	<u>969</u>	1,093	2,062	3.8%	909	4.2%
	三玉小学校	<u>1,559</u>	<u>1,727</u>	<u>3,286</u>	<u>6.1%</u>	<u>1,186</u>	<u>5.5%</u>
	大道小学校	<u>2,173</u>	2,433	<u>4.606</u>	<u>8.5%</u>	<u>1,906</u>	<u>8.9</u> %
	計	14,311	<u>16,313</u>	30,624	<u>56.6%</u>	12,896	<u>60.0%</u>
	地区面積 87.02	km2	人口密度	<u>352</u>	人/km2		
	岳間小学校	449	<u>470</u>	<u>919</u>	<u>1.7%</u>	<u>323</u>	<u>1.5</u> %
	岩野小学校	<u>926</u>	1,023	<u>1,949</u>	3.6%	<u>706</u>	<u>3.3</u> %
鹿北地区	広見小学校	<u>676</u>	<u>700</u>	<u>1,376</u>	<u>2.5%</u>	<u>507</u>	2.49
	計	<u>2,051</u>	2,193	<u>4,244</u>	<u>7.8%</u>	<u>1,536</u>	<u>7.19</u>
	地区面積 86.17	人口密度	<u>49</u> 人/km2				
	内田小学校	<u>877</u>	<u>950</u>	<u>1,827</u>	3.4%	<u>642</u>	3.0%
	六郷小学校	<u>1,183</u>	<u>1,397</u>	<u>2,580</u>	<u>4.8%</u>	<u>893</u>	4.29
菊鹿地区	城北小学校	<u>962</u>	<u>1,054</u>	<u>2,016</u>	3.7%	<u>739</u>	3.49
	計	3,022	<u>3,401</u>	<u>6,423</u>	11.9%	2,274	<u>10.6</u> %
	地区面積 77.38	km2	人口密度	<u>83</u>	人/km2		
	来民小学校	2,094	<u>2,298</u>	<u>4,392</u>	<u>8.1%</u>	<u>1,769</u>	<u>8.2</u> %
	稲田小学校	<u>992</u>	<u>1,127</u>	<u>2,119</u>	<u>3.9%</u>	<u>848</u>	3.9%
鹿本地区	中富小学校	<u>790</u>	<u>863</u>	<u>1,653</u>	<u>3.1%</u>	<u>556</u>	2.6%
	計	<u>3,876</u>	4,288	<u>8,164</u>	<u>15.1%</u>	<u>3,173</u>	14.89
	地区面積 17.63	km2	人口密度	<u>463</u>	人/km2		
	千田小学校	<u>971</u>	<u>1,061</u>	2,032	3.8%	<u>695</u>	3.2%
	米野岳小学校	<u>726</u>	<u>810</u>	<u>1,536</u>	2.8%	<u>540</u>	2.5%
鹿央地区	山内小学校	<u>526</u>	<u>569</u>	<u>1,095</u>	2.0%	<u>395</u>	1.89
	計	2,223	2,440	<u>4,663</u>	<u>8.6%</u>	<u>1,630</u>	<u>7.6%</u>
	地区面積 31.47	km2	人口密度	148	人/km2		
^ ±1	人口等	25,483	28,635	<u>54,118</u>	100.0%	21,509	100.0%
合 計	総面積 299.69	km2	人口密度	<u>181</u>	人/km2		

### 小学校区別男女別人口及び世帯数 (2017.12.31現在)

地区	小学校区等	男	女	計	割合	世帯数	割合
	山鹿小学校	<u>5,522</u>	<u>6,372</u>	11,894	22.4%	<u>5,407</u>	24.8%
	<u>旧米田小学校</u>	<u>1,036</u>	<u>1,108</u>	2,144	4.0%	<u>868</u>	4.0%
	<u>旧川辺小学校</u>	<u>462</u>	<u>580</u>	1,042	2.0%	<u>478</u>	2.2%
	八幡小学校	<u>1,849</u>	2,097	3,946	<u>7.4%</u>	<u>1,659</u>	<u>7.6%</u>
山鹿地区	平小城小学校	<u>658</u>	<u>759</u>	<u>1,417</u>	2.7%	<u>624</u>	2.9%
山底地区	三岳小学校	933	<u>1,040</u>	<u>1,973</u>	3.7%	<u>895</u>	4.1%
	三玉小学校	<u>1,511</u>	<u>1,684</u>	<u>3,195</u>	6.0%	<u>1,195</u>	<u>5.5%</u>
	大道小学校	2,207	<u>2,475</u>	4,682	<u>8.8%</u>	<u>1,972</u>	9.0%
	計	14,178	<u>16,115</u>	30,293	<u>57.1%</u>	13,098	60.1%
	地区面積 87.02	km2	人口密度	<u>348</u>	人/km2		
	<u>旧岳間小学校</u>	<u>413</u>	<u>444</u>	<u>857</u>	<u>1.6%</u>	<u>315</u>	1.4%
	<u>旧岩野小学校</u>	<u>891</u>	<u>957</u>	<u>1,848</u>	<u>3.5%</u>	<u>698</u>	3.2%
鹿北地区	<u>旧広見小学校</u>	<u>635</u>	<u>674</u>	<u>1,309</u>	<u>2.5%</u>	<u>504</u>	2.3%
	計	<u>1.939</u>	<u>2.075</u>	4.014	<u>7.6%</u>	<u>1.517</u>	7.0%
	地区面積 86.17	km2	人口密度	<u>47</u>	人/km2		
	<u>旧内田小学校</u>	<u>830</u>	<u>896</u>	<u>1,726</u>	<u>3.3%</u>	<u>633</u>	2.9%
	<u>旧六郷小学校</u>	<u>1,139</u>	<u>1,359</u>	<u>2,498</u>	<u>4.7%</u>	<u>920</u>	4.2%
菊鹿地区	<u>旧城北小学校</u>	<u>908</u>	<u>1,023</u>	<u>1,931</u>	<u>3.6%</u>	<u>747</u>	<u>3.4%</u>
	計	<u>2,877</u>	<u>3,278</u>	<u>6,155</u>	<u>11.6%</u>	<u>2,300</u>	10.5%
	地区面積 77.38	km2	人口密度	<u>80</u>	人/km2		
	来民小学校	<u>2,079</u>	<u>2,295</u>	<u>4,374</u>	<u>8.2%</u>	<u>1,817</u>	<u>8.3%</u>
	稲田小学校	<u>991</u>	<u>1,121</u>	<u>2,112</u>	<u>4.0%</u>	<u>877</u>	4.0%
鹿本地区	中富小学校	<u>756</u>	<u>823</u>	<u>1,579</u>	3.0%	<u>559</u>	<u>2.6%</u>
	計	<u>3,826</u>	<u>4,239</u>	<u>8,065</u>	<u>15.2%</u>	<u>3,253</u>	14.9%
	地区面積 17.63	km2	人口密度	<u>457</u>	人/km2		
	<u>旧千田小学校</u>	<u>946</u>	<u>1,036</u>	<u>1,982</u>	<u>3.7%</u>	<u>714</u>	3.3%
	<u>旧米野岳小学校</u>	<u>687</u>	<u>772</u>	<u>1,459</u>	<u>2.8%</u>	<u>532</u>	2.4%
鹿央地区	<u>旧山内小学校</u>	<u>508</u>	<u>550</u>	<u>1,058</u>	2.0%	<u>397</u>	<u>1.8%</u>
	計	<u>2,141</u>	<u>2,358</u>	<u>4,499</u>	<u>8.5%</u>	<u>1.643</u>	<u>7.5%</u>
	地区面積 31.47	km2	人口密度	<u>143</u>	人/km2		
合 計	人口等	<u>24,961</u>	<u>28,065</u>	<u>53,026</u>	100.0%	21,811	100.0%
	総面積 299.69	km2	人口密度	<u>177</u>	人/km2		

### 第2編 第1章 第1 市における組織・体制の整備(18ページから20ページ)

変 更 前

### 2 市職員の参集基準等

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

### 【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
国民保護担当課体制	<mark>防災対策課</mark> 職員が参集

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	(第1順位)	(第2順位)	(第3順位)
本部長			
(市 長)	副市長	教育長	総務部長
副本部長			
(副市長)	総務部長	<u>防災対策課長</u>	
副本部長			
(教育長)	総務部長	<u>防災対策課長</u>	
本部員			
(各部長等)	所属筆頭課長		

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

〔表略〕

担当課 防災対策課

2 市職員の参集基準等

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

【職員参集基準】

体制	参 集 基 準
国民保護担当課体制	<mark>防災監理課</mark> 職員が参集

変 更 後

(5) 幹部職員等の参集困難な場合の対応

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名称	(第1順位)	(第2順位)	(第3順位)
本部長			
(市 長)	副市長	教育長	総務部長
副本部長			
(副市長)	総務部長	<u>防災監理課長</u>	
副本部長			
(教育長)	総務部長	<u>防災監理課長</u>	
本部員			
(各部長等)	所属筆頭課長		

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

担当課 防災監理課

〔表略〕

第2編 第1章 第4 情報収集・提供等の体制整備(26ページ)

#### 変 更 前

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類並びに収集及び報告の様式

避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の種類は、以下のとおりであり、市は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号(P96に掲載)及び様式第2号(P97に掲載)により、安否情報を収集する。また、収集した安否情報を安否情報省令第2条に規定する様式第3号(P98に掲載)により、県に報告する。

### 変 更 後

### 3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

#### (1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報(以下参照)に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する様式第1号(P98に掲載)及び様式第2号(P99に掲載)の安否情報報収集様式により、原則として、安否情報システムを用いて県に報告する。

#### 第2編 第1章 第5 研修及び訓練(28ページ)

#### 変 更 前

### 2 訓練

#### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携<u>を図る。</u>

### 変 更 後

### 2 訓練

### (1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防機関、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

### 1 避難に関する基本的事項

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する<u>避難支援プラン</u>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### 〔新規〕

### 変 更 後

### 1 避難に関する基本的事項

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する<u>避難行動要支援者名簿</u>を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

#### 【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月)参照)。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において 作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住 所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされて いる。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市(町村)は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(避難支援等関係者)に提供することが求められている。

第2編 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え(32ページ)

変 更 前	変 更 後
5 避難施設の指定への協力	5 避難施設の指定への協力
市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供する	市は、県が行う避難施設の指定に際しては、 <mark>施設の収容人数、構造、</mark>
など県に協力する。	<u>保有設備等の</u> 必要な情報を提供するなど県に協力する。

### 第3編 第3章 関係機関相互の連携(47ページ)

変 更 前	変 更 後
1 国・県の対策本部との連携	1 国・県の対策本部との連携
(2) 国・県の現地対策本部との連携	(2) 国・県の現地対策本部との連携
市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣	市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣
すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効	すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効
率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の	率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の
上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、	上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、
共同で現地対策本部の運用を行う。	共同で現地対策本部の運用を行う。
	また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開
	催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報
	<u>の交換や相互協力に努める。</u>

### 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容<u>の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する</u> 伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

(略)

### 〔新規〕

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

### 変 更 後

### 2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net) 全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達される。 市長は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達 手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

[ 略]

全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

### 3 避難住民の誘導

### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、 自力歩行困難な避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

### 〔新規〕

### (6) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

なお、「避難支援プラン」を作成し、当該プランに沿って対応を行 う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役 割を考慮する。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

### 変 更 後

### 3 避難住民の誘導

#### (2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、<u>避難行動要支援者</u>の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

### (6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携 し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難 等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

### (7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする<u>(「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協</u>議の上、その役割を考える必要がある。)。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

〔以下(7)から(13)までを、1ずつ繰下げ〕

類型毎の留意事項

### 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合で も、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

<u>このため、</u>弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、すべての<u>市町村</u>に着弾の可能性があり得るものとして、 対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイル の場合と同様の対応をとるものとする。

#### 变 更 後

類型毎の留意事項

### 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)

弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合で も、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、 <u>また、</u>弾道ミサイルの主体(国又は国に準じる者)の意図等により攻 撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム (J-ALERT) による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての地域に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイル の場合と同様の対応をとるものとする。

#### 第3編 第5章 救援(64ページ)

変 更 前

### 3 救援の内容

### (1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国 民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基 準」(<u>平成16年厚生労働省告示第343号</u>。以下「救援の程度及び 基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行 う。

市長<u>(指定都市の長を除く。)</u>は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、 <u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

### 変 更 後

### 3 救援の内容

### (1) 救援の基準

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

#### 第3編 第6章 安否情報の収集・提供(68ページ)

変 更 前

### 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号(P100に掲載)に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、<u>電子メールで</u>県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

### 変 更 後

### 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号(P100に掲載)に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む。)を、安否情報システム等により県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第3編 第7章 第2 応急措置等(77ページ)

変 更 前	変 更 後
4 消防に関する措置等	4 消防に関する措置等
消防等に関する指示の枠組み	消防等に関する指示の枠組み
〔図略〕	〔図略〕
注) 図中の 、 、 は、それぞれ <u>P 7 3 ~ 7 4</u> の(7) 、(7) 、	注) 図中の 、 、 は、それぞれ <u>P 7 4 ~ 7 6</u> の(7) 、(7) 、
(7) に対応しており、 ア、 イ、 ウは、それぞれ <u>P 7 5</u> の	(7) に対応しており、 ア、 イ、 ウは、それぞれ <u>P 7 6</u> の
ア、 イ、 ウに対応している。	ア、 イ、 ウに対応している。

### 第3編 第7章 第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等(80ページ)

第3編 第7章 第4 武刀攻撃原子刀災害及びNBC攻撃による	災害への対処等(80ペーシ)							
変 更 前	変 更 後							
1 武力攻撃原子力災害への対処	1 武力攻撃原子力災害への対処							
(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等	(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等							
市長は、 <u>知事から</u> 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する	市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する <u>通報を原</u>							
情報について連絡を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、	<u>子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制</u>							
<u>関係機関にその内容を</u> 連絡する。	<u>委員会(事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、</u>							
	原子力規制委員会及び国土交通大臣をいう。) 若しくは知事から通							
	<u>知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄</u>							
	<u>する消防機関に</u> 連絡する。							
(4) 安定ヨウ素剤の <mark>配布</mark>	(4) 安定ヨウ素剤の <mark>服用等</mark>							

資料編 1 様式(97ページ)

	変 更 前		変 更 後
様式番号	様 式 名	様式番号	様 式 名
様式 6 (P103)	火災・災害即報要領第 3 号様式(救急・ <mark>救助事故等</mark> )		火災・災害 <u>等</u> 即報要領第3号様式(救急・ <u>救助事故・武力攻撃災害等</u> )

## 資料編 様式6(103ページ)

	3	更 亰	ή								巭	<b>夏</b>	後				
様式6 第3号様式(教記	、・ <u>救助事故等</u> )				第		報	様式6 第3号様式(救急・	救助事故・証	力攻撃	災害等)					第	報
		報告	甘時	年 月		時	分					<b>東</b> 尼	告日時	年 月			分
		<b>◆</b> 応首	(左, 月.	態本県									道府県	熊本男			
	都道府県 熊本県 市町村								町村								
消防庁受信者氏名 報告者名							消防庁受信		告者名				$\overline{}$				
									TAHHH								
								事故災害種別	1 救急事故	2 #	助事故	法 8	力攻撃災害	4 緊急対処	事態 🔼	おける災害	<u>5</u>
事故災害種別	1 救急事故 2 救助 	事故 3	武力攻撃	災害 4	緊急対	<u>f処事</u>	<u> </u>	発生場所 発生日時	-	<b>→</b>	中土		1	1			
発 生 場 所								(覚知日時)	月(月	日日	時 時	分 分)	覚知方法				
発 生 日 時 (覚知日時)	月日時(	分)	<b>庁法</b>					事故等の概要									
事故等の概要									死者(性別	・年齢)	ı		負傷者等		,	. (	$\overline{\mathcal{A}}$
	死者(性別・年齢)							<u>死 傷 者</u>			計	人		重症		. (	짓
		.	者等	重傷	)人 人		었니		 不明			人	1	中等症 軽症	л Л	. (	윘
<u>死 傷 者 等</u>		쉿		一 中等 <u>傷</u> 軽 傷	入( 入(		Ñ										
	1493	_^ _		甲五 <u> 数</u>			$\sim$	救助活動の要否									
救助活動の要否																	
								要救護者数(見込)					救助人員				
要救 <u>助</u> 者数(見込)		救助	人員														
消防・教急・教助 活 動 状 況								消防・救急・救助 活 動 状 況									
災害対策本部等 の設置状況								災害対策本部等									
								の設置状況									
								その他参考事項									
(注) <mark>第<mark>→</mark>報につし <u>ること。</u></mark>	) ( ) 書きは、救急隊による ) ては、原則として、覚知後3( ) ) ていない事項については、確認 )	)分以内で可能	な限り早く	く、分かる銃				(注) 負傷者等欄の (注) 第 1 報について 囲で記載して業 等) を記入して	: は、 <mark>迅速性を</mark> 発生すること。	- 最優先 (確認 <i>t</i>	<u>とし可能</u> §とれて(	な限り	早く(原則と	して、覚知	後305		

資料編 3避難実施要領 パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃事案(110ページ)

遊離者数 (単位:人) 地区名 地区名 ・	88 9808 8 88 3 28		パターン1 第による攻撃事案 合計 3,316名 45名 15名	4 避難 地区名 遊載者 う う 5 避難	数(計) ち要援護者数 ち外国人等の数	(5) (	八幡校区 980名 8名 2名	ゲリラや特	パター2 殊部隊による攻撃事 合計 3,316名 45名	
地区名 山腹 連載者数 (計) 2,3: うち 知 (計) 2,3: うち 外国人等の数 13: 連難施設 5-1 避難施設 避職先地域 警戒区域	88 9808 8 88 3 28		3,316名	地区名 遊離者 う う 5 遅離離	数 (計) ち要援護者数 ち外国人等の数	山鹿校区 2,336名 37名	980名 8名		3,316名	
遊離者数(計) 2,3: うち安浸護者数 37 うち外見人等の数 13 避難施設 5-1 遊離施設 遊離先地域 警戒区的	88 9808 8 88 3 28		3,316名	遊離者 う う 5 避難	数(計) ち要援護者数 ち外国人等の数	2,336名 37名	980名 8名		3,316名	
うち要接種者数     33       うち外国人等の数     13       避職施設     5-1       遊職施設     養職施設       遊職先地域     警戒区域       かんチャースポ     カルチャースポ	3 8名 2名	*************	45名	う う 5 避難	ち要援護者数 ち外国人等の数	37名	8名	200		
うち外国人等の数 避難施設 5-1 避難施設 遊離先地域 警戒区5 カルチャースポ	2名	*********	15名	5 遅難	ち外国人等の数					
5-1 <b>避難施設</b> 遊離先地域 <b>警戒区</b> 5 カルチャースポ	北部 警戒区域東部	**************************************			66 RS				15名	
遊離先地域 警戒区域	北部 警戒区域東部	********					2 121000	50.0		
カルチャースポ	北部 警戒区域東部	BX CT 4-F TE OF BX		5-1	産難施設	1				
		State of the state	戒区域南部	遊襲先	地域	警戒区域北部	警戒区域東部	警戒区域西部	警戒区域南部	
	ウセンター 山鹿中学校体育館 公民館 市民医療センター 山鹿保健所 ケーズデンキ等民間店舗		清流狂がの宿つかさ	遊難施	投名	八幡地区公民館	山鹿中学校体育館 市民医療センター 山鹿保健所 ケーズデンキ等民間店舗	山鹿市浄水センター 山鹿天龍会館	清流狂 やまがの宿つかさ	
所在地 山鹿市 加鹿市 加鹿市 加			山鹿市山鹿 山鹿市山鹿	所在地		山鹿市熊入町山鹿市熊入町	山鹿市山鹿 山鹿市山鹿 山鹿市山鹿 山鹿市山鹿	山鹿市山鹿 山鹿市山鹿 山鹿市宗方通	山鹿市山鹿 山鹿市山鹿	
収容可能人数 (人) 一		1.4			能人数(人)			-		
連絡先 (電話等)					(電話等)					
連絡担当者	市本部:	防災対策課		連絡担	<b>司</b> 有		市本部:	防災監理課		
その他の留意事項等 各避難先	域外に避難していただくこ 域から避難施設等への選 については、一時的な協	難難先については限定しな	il v <sub>o</sub>	その他	至急警戒区域外に避難していただくことを最優先。 その他の留意事項等 各避難先地域から避難施設等への避難先については限定しない。 民間店舗等については、一時的な協力依頼を市で行う。					
5-2 一時集合場所				5~2	一時集合場所	100		111		
一時集合場所名 -		=		一時集	合場所名	*		=		
所在地 -		i— i		所在地		1-1	-	_		
連絡先(電話等) -	S 223	_			(電話等)	1 -				
連絡担当者 -	-			連絡担	当者					
その他の留意事項等 -	· ·	(		その他	の留意事項等	(-)	7770	(=)		
避難手段		10 Table 1		6 避難	手段	***				
輸送手段 ・鉄道 権類(車種等) 普通目動:	・バス ・船舶 ・	徒歩)(その他)公月	用車 )	輸送手	段 (本等等)	<ul><li>鉄道 ・バ 普通目動車(マイク</li></ul>	ス - 船舶	徒歩)(その他)	】公用車 )	
送手段 台数 合計7台	(マイクロハス)、ワコン単	、百週日期平		輸送手段	但與 (平值子) 会數	合計7台	ロハハハ、ノコン平、	自題日期半		
詳細 輸送可能人数 65名				の詳細	輸送可能人数	65名				
連絡先 財務課 0	58-43-1119				連絡先	財務課 0968-43-	119			
輸送力の配分の考え方		=		輸送力	の配分の考え方			_		
自力歩行 要接護者 う。	困難な要援護者は、警戒	区域外まで市の公用車に	よる搬送を行	その他の	要接護者	自力歩行が困難な う。	要援護者は、警戒	区域外まで市の公人	用車による搬送を行	
送手段 その他 (入院患者等) 両)による		で調整し、基本的には教育	急車(病院車	輸送手段	その他 (入院患者等)	要避難地域内の病 両)による搬送を行		で調整し、基本的に	は教急車(病院車	

資料編 3避難実施要領 パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃事案(112ページ)

		変 更 前	変 更 後					
3 遊難実施要領(パ	9-ン1)	パターン1 ゲリラや特殊部隊による攻撃事案	3 遊離実施要領(パターン1) ゲリラや特殊部隊によ	パターン				
8-4 避難誘導時	の食料の支援	後・提供方法	8-4 避難誘導時の食料の支援・提供方法 食事時期 事態が長引くようであれば早急に検討する。					
食事時期 事態 食事場所 検討	が長引くよう	であれば早急に検討する。	食事場所 検討中					
提供する食事 +の単	一件業品で対	が予定。その後は、対応検討。	提供する食事 の種類 の種類					
の種類 実施担当部署 山頂			実施担当部署 山鹿市 防災 美型蔵					
8-5 追加情報の	伝達方法		8-5 追加情報の伝達方法 避難者の不安を和らげるため、事態の推移、現場付近の状況等の情報を防災行政無線や広車	東もま				
避難者の不安を和ら がメイト等により都角	げるため、事 提供する。	態の推移、現場付近の状況等の情報を防災行政無線や広報車、やま	がメイト等により都度提供する。	X44. 17.05.				
がメイト等により都度 9 避難時の留意事	項(主に住員		9 避難時の留意事項 (主に住民)   避難時は、現金等の貴重品、自動車運転免許証等の身分	を証明する				
	基本事項	避難時は、現金等の貴重品、自動車運転免許証等の身分を証明する ものをできるだけ携行させる。	ものをできるだけ携行させる。	Z III. 917 0				
自宅から避難する 場合の留意事項	事態の特性	人質等がなければ、事態が大きく進展する可能性がある。	自宅から避難する 場合の留意事項 事態の特性 事態が大きく進展する可能性がある。					
	時期の特性	夏季であるが、爆発等に備え、できるだけ肌の露出が少ない服を着用 してもらう。また、頭部への負傷を避けるため、ヘルメットや帽子等を 着用してもらう。	夏季であるが、爆発等に備え、できるだけ肌の露出が少ない してもらう。また、頭部への負傷を避けるため、ヘルメットや 着用してもらう。					
一時集合場所での 対応	本件では、-	一時避難を行わず直接避難所等に避難させるため、対応なし。	本件では、一時避難を行わず直接避難所等に避難させるため、対応なし 一時集合場所での 対応	•				
10 誘導に際しての	)留意事項(	職員)	10 誘導に際しての留意事項 (職員)					
職員は、冷静な態度	で職務に従事	ばし、住民に不安を与えないよう努めること。職員は、周囲の状況把握に	職員は、冷静な態度で職務に従事し、住民に不安を与えないよう努めること。職員は、周囲のも	沢把握に				
努め、事故防止に努	めること。		努め、事故防止に努めること。					
11 情報伝達 避難実施要領の住! への伝達方法		政無線や広報車、やまがメイト等を用いて対象地域に避難実施要領の 伝達。	11 情報伝達 遊戦実施要領の住民 への伝達方法 が災行政無線や広報車、やまがメイト等を用いて対象地域に避難3 内容を伝達。	尾施要領の				
	全先 山鹿市	5国民保護計画による。	避難実施要領の伝達先 山鹿市国民保護計画による。					
職員間の連絡手段 12 緊急時の連絡列		「国民保護計画による。	職員間の連絡手段 山鹿市国民保護計画による。 12 緊急時の連絡先					
山鹿市緊急対処事 (山鹿市総務部 <mark>跡</mark> )	態対策本部	電話: 0968-43-1113 FAX: 0968-44-0373	・					
		-112 -	-112 -					

資料編 4避難実施要領 パターン2 弾道ミサイル攻撃事案(115ページ)

4 避難実施要債(パターン2)	新たにミサイルが発! ついても、現段階で! 、一応は安全が確保
事態の物性 (	新たにミサイルが発え ついても、現段階で、 、一応は安全が確保 対地帯で、地域の結び 合計 881名 64名
**	新たにミサイルが発え ついても、現段階で、 、一応は安全が確保 対地帯で、地域の結び 合計 881名 64名
# 地域の特性 つきが強く、地区単位での行動は期待できる。	合計 881名 64名
	881名
地区名   腹北町多久地区   菊鹿町矢谷地区   台計   地区名   地区   地区	881名
遊離者数 (計)   539名   342名   34222	881名
うち要接種者数     54名     10名     54名       うち外国人等の数     2名     1名       5 避難施設     6-1 避難施設       施北町多久地区     菊鹿町矢谷地区       遊離大地域     鹿北町多久地区     菊鹿町矢谷地区       遊離先北域     鹿北町多久地区     菊鹿町矢谷地区       遊離先北域     鹿北町多久地区     菊鹿町矢谷地区       遊離先北域     鹿北町町上475     菊鹿町下内田713       所在地     鹿北町四丁1475     菊鹿町下内田713       収容可能人数(人)     641名     1,325名       連絡先生者     10988-32-3111     0988-32-3111       連絡生者     市本都・防災支援権     市本都・防災支援権       連絡社当者     市本都・防災支援権       市本部・防災支援権     10988-32-3111       連絡社当者     市本都・防災支援権       市本部・防災支援権     10988-32-3111       連絡社当者     市本都・防災支援権       100名     100名       2003     100名       2003     100名       2003     100名       2003     100名       2003     100名       2003     100名       2004     100名       2005     100名       2005     100名       2005     100名       2005     100名       2006     100名       2007     100名       2007     100名       2008     100名       2009	64名
うち外国人等の数     2名     1名       5 避難施設     5 避難施設       5-1 避難施設     腹北町多久地区     菊鹿町矢谷地区       遊職先地域     腹北町多久地区     菊鹿町矢谷地区       避難施設名     魔北町百七ンター     東北 中育センター       避難施設名     魔北町四丁1475     菊鹿町下内田713       所在地     原北町四丁1475     菊鹿町下内田713       収容可能人数(人)     641名     1,325名       連絡先・(電話等)     0968-32-3111     0968-48-3111       連絡社当者     市本都・防災教養院       事業計画者     海路政教養院       事業を見、電話等)     0968-32-3111       連絡担当者     市本都・防災教養院	
5	324
<ul> <li>産北町多久地区 菊鹿町矢谷地区</li> <li>産北町多久地区 菊鹿町矢谷地区</li> <li>産北町多久地区 菊鹿町矢谷地区</li> <li>産北町の丁475 菊鹿町矢谷地区</li> <li>産北町四丁1475 菊鹿町下内田713</li> <li>所在地</li> <li>収容可能人数(人)</li> <li>641名 1,325名</li> <li>連絡共・電話等) 0968-32-3111 0968-48-3111</li> <li>連絡共・電経等) 0968-32-3111 0968-48-3111</li> <li>連絡共・電経等) 0968-32-3111 0968-48-3111</li> <li>連絡共・電経等 (電話等) 0968-32-3111 0968-48-3111</li> <li>連絡共・電経等 (電話等) 2968-32-3111 0968-48-3111</li> <li>連絡共・電経 (電話等) 2968-32-3111 0968-32-3111</li> </ul>	
遊職先地域 遊職先地域 遊職先地域 遊職先地域 遊職先地域 遊職先地域 遊職先地域 遊職を収入 魔北体育センター 菊鹿市民センター 遊離施設名 魔北町四丁1475 菊鹿町下内田713	98.
産職施設名	
所在地      収容可能人数 (人) 641名 1,325名	
連絡先(電話等) 0968-32-3111 0968-48-3111 連絡担当者 市本部: <u>訪災対策課</u> 市本部: <u>防災監理課</u> 市本部: <u>防災監理課</u>	
連絡先(電話等) 0968-32-3111 0968-48-3111 連絡担当者 市本部: <u>斯災対策課</u> 市本部: <u>防災監理課</u> 市本部: <u>防災監理課</u>	
	/-
その他の留意事項等	
5-2 一時集合場所	
一時集合場所名         —         —         —         —         —         —	J
所在地 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	- 5
連絡先(電話等) — — — 連絡先(電話等) — — —	
連絡担当者	
その他の留意事項等	

資料編 4避難実施要領 パターン2 弾道ミサイル攻撃事案(117ページ)

変 更 前	変 更 後
4 避難実施要領(パターン2) パターン2 弾道ミサイル攻撃事案	4 遊賛実施要領(パターン2) パターン2 弾道ミサイル攻撃事業
8-2 職員の配置方法 配置場所	8-2 職員の配置方法 配置場所
本件では、一時避難を行わず直接避難所に避難させるため、対応なし。 対応 10 誘導に際しての留意事項(原員) 職員は、冷静な態度で職務に従事し、住民に不安を与えないよう努めること。職員は、周囲の状況把握に 努め、事故防止に努めること。 11 情報伝達 施職実施要領の住民 への伝達方法 ・ 一・	本件では、一時避難を行わず直接避難所に避難させるため、対応なし。 対応  10 該導に際しての留意事項(職員) 職員は、冷静な態度で職務に従事し、住民に不安を与えないよう努めること。職員は、周囲の状況把握に 努め、事故防止に努めること。  11 情報伝達 避難実施要領の住民 への伝達方法 避難実施要領の任民 ・の伝達方法 ・ 理解実施要領の伝達先 ・ 職員同の連絡手段 ・ 山鹿市国民保護計画による。 ・ 国現の連絡手段 ・ 山鹿市国民保護計画による。 ・ 12 繁悲時の連絡手段 ・ 山鹿市国民保護計画による。 ・ 2 繁悲時の連絡手段 ・ 山鹿市国民保護計画による。 ・ 2 繁悲時の連絡手段 ・ 山鹿市国民保護計画による。 ・ 3 を話: 0968-43-1113 ・ 「中華・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・
- 117 -	- 117